

# 学社融合に関する一考察 (1)

——学社融合を充足する要件とは何かをめぐって——

田代直人

Cooperative Relationship between School Education and Social Education(1)

—A Discussion Necessary Conditions for its Enhancement—

Naoto Tashiro

(Received September 28, 2001)

## 〔本稿のねらい〕

生涯学習の推進にあたって、学社融合をどう進めていくかは今日の大きな実践的課題の一つである。山口県においても、県立生涯教育センターを中心に平成10年度から平成12年度の3か年間、学社融合に関する研究事業を展開し、県内各地の学校教育および社会教育（広義）における優れた実践者を中心に、その取り組みの実態や課題について検討がなされた。筆者はその指導を依頼されたが、一番の課題は教育改革運動の一環としての、「学社融合とは何か」、すなわち「それを充足する要件とは何か」であった。学社融合に関しては、生涯学習審議会答申『地域における生涯学習機会の充実方策について』（1996年）において勧告されている<sup>1)</sup>。また、日本生涯教育学会もその年報（第17号、1996年）において『学社融合の生涯学習』を特集している。これらは大いに参考になった。しかし、これらは学社融合を充足する要件とは何かに直接的に答えるものではなかった。本稿では生涯学習の観点から、学社融合を推進していく上での基本的課題である学社融合を充足する要件とは何かについて、筆者の経験等を踏まえて試案を提示することを目的とするものである。

なお、本論に入るに先立って、まず学社融合の概念を整理しておこう。この点に関して、山本氏は「学社融合には広狭両義あり、広義には学校教育と社会の中の教育・訓練・学習活動との融合のことである。その教育・訓練・学習活動には、教育委員会系列の社会教育、民間教育事業者の提供する学習機会、一般行政の提供する教育・訓練、人々の自主的な学習活動のみならず、スポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動なども含まれる。狭義の場合には、それが社会教育に限定される。この場合の社会教育の範囲は明確ではないが、今のところ地域で行われている社会教育とされることが多い<sup>2)</sup>」との見解を提示している。本稿では

主に広義の概念で学社融合をとらえたい。

## 1. 「共有性」および「協働性」

### (1) 「共有性」

まず、学社融合を充足する要件として「共有性」があげられねばならないであろう。この点に関して山本氏は「ここでは、複数の個がそれぞれの機能のすべてか一部を共有化して、新たな機能を備えた上位の次元の個を作ること融合と呼ぶことにしておこう<sup>9)</sup>」と説明している。例えば、山口大学教育学部附属光小学校では、4年生と5年生を対象に集団宿泊学習を実施している。4年生は県立光青年の家で1泊2日の日程で、また5年生は国立山口徳地少年自然の家において2泊3日のプログラムで実施している。この事業は単に青少年施設の利用に止まらず、施設の職員の指導を受ける。学校と施設、あるいは学校教員と施設職員が事業を共有しつつ、事業を推進していくことになる。この場合、集団宿泊学習事業は両者が全体を共有することになると言えよう。

いずれにせよ、「共有性」とは学校教育と社会教育（関係機関・施設の職員や地域の人材などの人的教育資源を含む）が事業の全部又は一部を共有することを意味している。

### (2) 「協働性」

「共有性」は事業の全部または一部を共有することであり、これは学校教育と社会教育の関係者が協働することでもある。すなわち、学校教員、社会教育施設職員、地域の人材などによる協働を意味する。事業の推進にあたっては新たなT T方式ということになるろう。「新たな」とあえて表現したのは、従来のT T方式は学校の教師に限定されたものであったが、学社融合の推進にあたっては、学校教員だけでなく、社会教育主事、公民館主事、地域住民などによって担当されるわけだからである。関係者の協働はT T方式の精神が生かされねばならない。

また、事業の経営にあたってはマネジメント・サイクルに従う必要があり、例えばP D S方式の採用が適当であると思う。このPlan-Do-Seeにおいても、「協働性」の要件が勘案されねばならない。

## 2. 「専門性」

次に、「専門性」という要件を指摘したい。この「専門性」とは、学校教育と社会教育の関係者の役割分担にあたっては、それぞれの専門性を尊重すること（あるいは生かすこと）である。

〔資料一〕 山口県日置町の実践事例

- ①授業科目・対象学年—中学校技術科・1学年
- ②学習内容—もの創りの過程（木材加工）
- ③講師—石本工務店石本社長及び大工さん2名
- ④授業風景

「起立、礼」「お願いします」。生徒たちの緊張感がこちらに伝わる。生徒たちは学校の先生以外に授業を教わるのは初めてのことである。担当の先生から講師の先生の紹介があり、いよいよ授業の開始。石本社長から「もの創りの過程」の話があり、いよいよ大工さんによる実技指導。まずは「のこびき」の模範演技。子どもたちも真剣に大工さんのちょっとした動作も見逃さずに見入っている。次に「かんなけずり」の模範演技。大工さんが削ったかんなの刃が出ているのか、目でみたり、手で触ったりして確かめていた。そして、石本社長の安全指導後、生徒たちも実際にのこをひいたり、かんなをかけた。その時も大工さんが手取り足取りの個人指導。子どもたちの緊張感もとけ、なごやかな雰囲気の中かで授業が進んでいった。今回の授業で生徒たちは日頃では学習できない何かを学び取ったに違いない。

山口県日置町の実践事例を参考にしつつ説明してみよう<sup>4)</sup>。この事例からわかるように、大工さんはのこびき・かんな削りの専門家として、教師は教育に関する専門家として授業に関わったわけである。

なお、筆者は従来それぞれの「固有性」としていたが、「専門性」の方がわかりやすく、適切ではないかとの判断に至り、表記を変更することとした。

### 3. 「主体性」

第4点目の要件として、「主体性」を提言したい。「主体性」とは、学校教育と社会教育の関係者が、それぞれの立場で、主体的に取り組むことである。この点に関して参考になったのが、渋谷氏の次のような指摘である。「融合部分の教育活動は学校に属するものでもなく、また社会教育あるいは地域社会における教育に属するものでもない。しかし、その活動は、学校教育の一部とみなされると同時に社会教育ないしは地域社会の教育の一部でもあると考えられるのである」<sup>5)</sup>。理論的には氏の指摘の通りであり、学社融合はまさにいずれもの分野の教育であり、学校教育と社会教育の関係者は、それぞれの立場で、主体的に取り組まねばならない。すなわち、「主体性」の要件が満足されねばならないのである。

もっとも、実際の推進にあたっては、学校教育あるいは社会教育のいずれかに軸をおくこととなる<sup>6)</sup>。つまり、協力の要請や事業の原案作成はいずれかが担当しなければならないからだ。そこで、学社融合推進における双方の「主体性」という要件の充足は、現実的には難しい面があるかもしれない。何となれば、一方が他方に依存し、主体性に欠けるといったことが懸念されるからだ。〔資料二〕は、この間の事情の一端をを物語る一つのデータであると言えよう<sup>7)</sup>。このような課題克服のために、大いなる創意工夫やきめ細かい配慮が求められるところである。

## 〔資料－２〕 学校支援ボランティア（学習ボランティア）として困ったこと

| 回 答 項 目                     | 回 答 数 |
|-----------------------------|-------|
| どの程度のことまで指導したらいいのかわからなかったこと | 41    |
| 今の学校教育をよく知らないことへの不安があったこと   | 26    |
| 自分の役割がよくわかっていなかったこと         | 12    |
| 子どもたちが、あまり言うことを聞いてくれなかったこと  | 2     |
| 学校との連絡を誰にしたらいいのかわからなかったこと   | 2     |
| その他                         | 3     |

(N=84、複数回答有り)

## 4. 「共通性」

第5点目の要件として「共通性」をあげたい。「共通性」とはそれぞれの教育機関等の事業が共通の目標・ねらいに立脚することを意味する。この点に関して坂井氏は「国立科学博物館においては、一部学校の要望により観察センターを学校の授業として利用することも実施している。つまり、博物館と学校は、青少年の科学技術離れに対応するという大きな課題、目標を共有できる<sup>9)</sup>と説明している。この説明を参考にすれば、両者は事業の基本的な目標・ねらいという点で一致していなくてはならないことになる。当然のこととも言えよう。

ただ、それぞれの教育機関の具体的な目標・ねらいの場合、どうであろうか。事例に即して検討してみる必要がある。それらは評価のあり方・システムと関わってくるからだ。

## 5. 「共益性」および「有効性」

学社融合を充足する要件として、さらに「共益性」および「有効性」を提言したい。

## (1) 「共益性」

まず、「共益性」であるが、これは学校教育と社会教育の双方にとって有益であることを意味している。栃木県教育委員会の報告書には「学社融合は学校教育にも社会教育にも共に成果をもたらします。学校教育には充実とスリム化を、社会教育には活性化をもたらすのです」と述べられている<sup>9)</sup>。

この「共益性」に関しては、理論的にはそうあってほしいと思うが、実際的にはかなりの困難を伴うものである。それはさておき、筆者の関わった「共益性」の要件を充足すると思われる事例をここに紹介しておこう<sup>10)</sup>。〔資料－３〕を参照されたい。

〔資料-3〕 山口県新南陽市立和田小学校1年生「生活科」の授業“命の輝き～藤井牧場へ行く”の事例—お別れ会の時の牧場の方のお話—

半年間大変お世話になりました。9月に先生からこのお話をいただいて、私どものような小さな畜産農家でご期待にそえることができるかどうか、不安でした。

9月の終わりに1年生が初めて牧場にやって来たわけですが、それから半年間、うちに来るたびにお子さんたちが変わっていきましたね。最初こわがって近寄れなかった子どもたちが、多くの体験活動を通して少しずつその距離を縮めていきましたね。わらまみれになって一生懸命えさを集めるお子さん、自分の友達のような感じでウシに話しかけるお子さんもいましたね。最後にはウンチやしっここの片づけまで平気でするようになりました。正直言ってびっくりしました。「子どもたちがこんなに変わっていくなんて信じられない」夫とよく話していたんですよ。今、充実感でいっぱいです。

それと先生にもう一つお礼を申し上げたいことがあるんです。それは人とかかわるのがあまり得意でない夫がお子さんたちの姿をおして変わっていったことです。最初は今回の学習の協力を消極的だった主人が、お子さんたちに冗談を言ったり、私に「次は子どもたちに何をさせてやろうかな」なんて話してくれるようになったんです。うれしかったですね。・・・本当にありがとうございました。これからも牧場は開放しますのでいつでも来てくださいね。

なお、学校側（教師）からみた学習効果についての資料（記録）もあるが、ここでは指摘するに止める。

(2) 「有効性」

ところで、学社融合はなぜ必要なのであろうか。「はじめに学社融合ありき」との姿勢で実践を推進することには賛成できない。例えば、学社融合の推進により「学校も地域も良くなり、元気が出てくるか」、あるいは「子ども達も先生方も地域の方々も生き生きしてくるか」といった視点が不可欠である。すなわち、「学校教育だけでは学習効果が上がらないか」、他方「社会教育だけでは活性化できないか」の観点である。これらが満足されないかぎり、学社融合推進は学校教育にとっても、社会教育にとっても有効ではなく、意味をなさなくなる。

もっとも、何をもって「有効」とするかについては様々な見解があると思う。学社融合の推進は教育改革の一環である。このことを十分自覚して関係者が教育の方向性を主体的に設定すべきであろう<sup>11)</sup>。さらに留意すべき点がある。それは「何でも学社融合」とはいかないということである。「過ぎたるは猶、及ばざる如し」である。すべての教科や領域において有効かどうかの点検と見極めが大切である。

いずれにせよ、学社融合を充足する要件は何よりも「有効性」にあるといえよう。学社融合により学校教育と社会教育双方の質的变化・向上と学習効果の高まりが期待されねばならないのである。なお、上記の「公益性」は学社「双方」という点にウェイトを置いたが、「有効性」は学社融合の「ねらい」の観点から設定された。また、まとめ的な意味合いを込めて「有効性」を学社融合を充足する要件の最後にもってきた<sup>12)</sup>。

## 〔総括および展望〕

以上、学社融合を充足する要件として7点を試案として提示した。現時点ではこのように考えているが、適切であるかどうか、ご意見をいただきたいところである。実のところ、従来は「共有性」、「協働性」、「固有性」（先述のように本稿では「専門性」に表記変更）、「主体性」および「共通性」の5点としていたが<sup>13)</sup>、西日本教育行政学会第23回大会（平成13年）での研究発表に際して、再考したところ、「共益性」および「有効性」も必要要件として重要であると判断して本稿において提示することとした。

山口県生涯教育センターでは平成13年度から、新たに「地域」指定をして学社融合事業を推進することとなった。筆者もこの事業に参画することになったが、その際、本稿で提言した学社融合を充足する要件が妥当であるかどうか改めて検証したいと考えている。ところで地域指定をする場合、学社融合推進上の諸条件整備をどうするかという実践的課題がある。そこで筆者の気づきをを幾つか指摘しておこう。第1点目は人材の発掘・派遣制度の整備である。学校で独自に地域の人材を発掘したり、派遣要請したりすることはかなり困難である。例えば、市町村単位でこのシステムが構築できないだろうか<sup>14)</sup>。第2点目は学校における推進組織の整備である。学社融合の推進は新しい教育改革運動であり、学校における研究体制の整備が不可欠である。また、校務分掌組織の改善も求められる<sup>15)</sup>。さらに第3点目として市町村における推進体制の整備も重要な課題である。その際には、既存の生涯学習推進組織との関係をどう調整するかの課題もある<sup>16)</sup>。その他、関係者の意識改革や研修計画の改善などの課題も検討されねばならない。

最後に一言。本稿のように「学社融合を充足する要件とは何か」について試案を提示する類の論文は、伝統的な学術研究の範疇に入らないかもしれない（特に実証性との関わりにおいて）。伝統的な学術研究を否定するつもりは毛頭ないが、今日の教育改革運動の一環としての学社融合の推進に対する提言も一種の「創造的」活動として、研究の仲間入りをして差し支えないのではないか。このように考えた次第である。また角度を変えて、本稿のような論考が「地域に開かれた大学」の実践的研究として位置づけられることに無理があるとすれば、このような現実の実践的教育課題に誰（どのような機関）が応えるべきか。山口大学教育学部実践臨床教育課程の一員としての責務もあり、一つには問題提起の意味を含めて、本稿をあえて公にしたが、この点に関しても関係者の方々のご意見・ご批判をいただきたいところである<sup>17)</sup>。

## 〔注〕

- 1) 答申では「従来、学校教育と社会教育の連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようとするものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十

分でなかった。……この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる」と述べられている。

- 2) 山本恒夫「学社融合と自発的組織化」『学社融合の生涯学習』日本生涯教育学会年報第17号、1996年 1ページ。
- 3) 山本恒夫上記論文 1～2ページ。
- 4) 河本英治「家族で楽しく感！感！ファ・スタ！！の取り組みを通して」山口県生涯教育センター『平成11年度 生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～』2000年 38ページ。
- 5) 渋谷英章「学校教育と学社融合」『学社融合の生涯学習』日本生涯教育学会年報第17号 1996年 28ページ。
- 6) 田代直人「[生涯学習の推進と学社融合について]山口県生涯教育センター『平成10年度 生涯学習推進コーディネーター養成調査研究報告書～学社融合をめざした実践事例を中心に～』(1999年)の4～6ページを参照のこと。
- 7) 福岡県教育委員会『福岡県の学社連携・融合』(平成11年度 いきいきスクールふくおか事業報告書)2000年 22ページ。
- 8) 坂井知志「学社融合と社会教育施設～その具体化と可能性～」『学社融合の生涯学習』日本生涯教育学会年報第17号 1996年 36ページ。
- 9) 栃木県教育委員会『学社融合をすすめよう～社会教育から学校教育へのはたらきかけ～』(平成11年度学社連携・融合調査研究委員会報告)2000年 1ページ。
- 10) 藤井幸司「地域と連携して子どもの心を育てる～命の輝き—藤井牧場へ行こう—の実践をとおして～」山口県生涯教育センター『LET'S REACH FOR 学社融合～学校教育と社会教育の連携・融合に向けての手引き～』2001年 10ページ。
- 11) 田代直人他編著『教育の経営と制度』(MINERUBA教職講座第5巻)ミネルヴァ書房 2001年の第1章「生涯学習時代における教育」において、「生涯学習体系への移行」の観点から、若干の教育改革の方向づけを試みている。
- 12) 学社融合を充足する要件を考えるにあたって、新井郁男『学校教育と地域社会』(ぎょうせい 1984年)の、特に第2部第1章「アメリカ合衆国におけるコミュニティ・スクール運動の展開」が参考となった。
- 13) 田代直人「社会教育施設との積極的連携」児島邦宏・天笠茂編『学校のネットワーク化～関係諸機関との連携・協力～』(“学校経営を変える管理職の条件”第4巻)ぎょうせい 2001年 176～177ページ。
- 14) 福岡県飯塚市教育委員会では市単位での人材派遣制度を設けている(飯塚市人材派遣事業事

務局『飯塚市における人材（学習ボランティア）の小・中学校・児童センター等への派遣事業～お年寄り先生奮闘記―学社連携・融合の試み～』1998年）。

- 15) 例えば、山口県秋芳町内の小学校と中学校において学社融合担当を校務分掌組織の中に位置づけている事例が見られる（吉井克也「秋芳町北部地区学社融合への取り組み～連絡会議を発足させて～」山口県生涯教育センター『LET'S REACH FOR 学社融合～学校教育と社会教育の連携・融合に向けての手引き～』2001年 23ページ）。
- 16) 山口県内の市町村のうち、「行政側」の組織「生涯学習推進本部」（若干異なる表記のものもある）の設置率は89.3パーセント、「住民側」の組織「生涯学習推進協議会」（表記の異なる組織もある）の設置率は80.4パーセントである（2001年4月現在、山口県教育委員会社会教育課調べ）。これらの生涯学習推進組織とは別途に学社融合推進組織を設置することは好ましくないと思う。学社融合も生涯学習の観点から正當に位置づけられねばならないからである。島根県津和野町の場合、この点に関する一定の配慮がなされている（津和野町教育委員会『平成12年度 津和野町学社融合事業中間まとめ』（平成12・13年度 地域で育むしまねの子推進事業モデル指定）2001年 4ページ）。
- 17) 田代直人「生涯学習の概念に関する一考察～教育行政の今日的課題～」西日本教育行政学会『教育行政学研究』第21号 2000年 6ページ。なお、研究のあり方に関しては兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科『教育実践学の構築』1999年、河合隼雄『子どもと教育 臨床教育学入門』岩波書店1995年、高橋史朗『臨床教育学と感性教育』玉川大学出版部1998年等の文献が参考となった。また、神山正弘「土佐の教育改革と開かれた学校づくりの課題」（日本教育学会特別委員会報告 2001年3月）にも刺激を受けた。